

参考資料

修正後の交野市教育委員会委員の数を定める条例案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、交野市教育委員会委員の数を6人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。